

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
福祉保険課	(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 簡易印刷機の賃貸借契約において，指名競争入札後に落札者から期限までに納品できないとの申出により，指名競争入札の仕様書の機種と別の機種で契約を締結していた。	指摘事項について部内で情報共有を行うとともに，契約事務手続について再確認を行い，再度入札等，係内において再発防止の手法について確認した。	令和3年 1月21日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 特別定額給付金事業に係る執務室の賃貸借変更契約について，追加で借り上げる貸室料の積算や見積書の徴取がないまま契約を締結していることから，契約額の妥当性の判断に当たっては，契約事務手続を再確認し適切な事務執行に努められたい。	意見について部内で情報共有を行うとともに，契約事務手続について再確認を行い，施行何の適切な起案等，係内において再発防止の手法について確認した。

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
産業振興課	<p>(1) 収入に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>① 工業技術センターの行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について、相手方からの申出により納期限から数か月にわたり納付を猶予しているが、債権に係る記録や書面による督促等、旭川市債権管理マニュアルにおいて必要とされる事務が行われていないことから、債権管理の基本原則となる事項を再確認し徹底することを検討されたい。</p>	<p>旭川市債権管理マニュアルに基づき、分割納付に係る納付状況管理台帳を作成し、納付状況の確認、納付遅れに対する督促状の発送記録、相手方との折衝経過等を記録し、分割納付許可後納付までの適切な対応を実施するとともに、その記録を適切に管理することとした。</p>	令和2年 12月28日
経済総務課	<p>(3) 契約に関する事務 [検討を要するもの]</p> <p>① 中小企業融資事務システム用サーバー等賃貸借契約において、適正に入札が執行され、その場で落札者が決定されたため、速やかに契約締結伺を起案すべきところであるが、入札日から6日後に改めて落札者に文書で決定を通知し、その6日後に契約締結伺を起案するなど、契約締結が遅れている状況があったことから、契約事務手続を再確認し適切に事務処理を行うよう検討されたい。</p>	<p>旭川市契約事務取扱規則及び契約事務の手引の内容について再確認及び周知徹底し、適切な事務処理を行うため、起案前に係内において打合せを行い、スケジュールを含めて問題ないか確認を行う体制を構築した。</p>	令和2年 11月30日

監査指摘事項の措置状況通知書

観光スポーツ交流部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
スポーツ課	<p>(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 総合体育館の行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について，納期限までに納付されなため期限を指定して督促をしなければならぬところ催促のみを行い，その後の納付確認を行わなかったことにより，数か月にわたり収入未済となっていたものがあった。</p>	<p>収入未済となっていた加算料金については，監査期間中に速やかに収納した。また，再発防止のため，確認徹底について，チェック体制の強化を図った。</p>	<p>令和2年 10月28日</p>
スポーツ課	<p>② 忠和テニスコートの自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可に伴う加算料金について，適用すべき再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を誤ったことにより，1件99円の過大徴収となっていた。</p>	<p>過大徴収となった加算料金99円について，監査期間中に還付手続を行い，令和2年11月18日付けで支出済み。また，再発防止のため，決裁時の確認徹底について，チェック体制の強化を図った。</p>	<p>令和2年 11月18日</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

消防本部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
総務課	<p>(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 総合防災センターの行政財産の目的外使用許可及び貸付けに伴う加算料金について、納期限までに納付されないため期限を指定して督促をしなければならぬところ催促のみを行い、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあった。</p>	<p>収入未済については、監査期間中に収入済となった。 再発防止策として、納付期限が過ぎたものについて速やかに把握し対処できる体制を整えるため、入金状況等を複数の職員でチェックできるよう確認表を作成した。</p>	令和2年 12月10日
警防課	<p>(4) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 防火水槽の設置において、当初は市道の道路管理者に占用許可を受けたものの、その後更新手続をしていないものがあった。</p>	<p>監査期間中に旭川市道路管理者へ指摘箇所の道路占用許可申請を行い、許可を受けた後、行政改革担当部長へ通知を行った。 今後、契約当初の手続起案などを精査するとともに、人事異動などにおいてスムーズに事務の引継ぎをできるようマニュアルを作成した。</p>	令和2年 11月25日

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
公民館事業課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 公民館使用料に係る収入調定書及び納額告知書兼領収証書（納入者保管）を紛失しているものがあつた。	庁内メール配送時の紛失と考えられたため、書類の仕分け時に他の公民館と混在しないよう配送元及び配送先の双方でチェックし、紛失することがないように確認を徹底することとした。	令和3年 1月5日
文化振興課	[検討を要するもの] ① 市民ギャラリー貸出料徴収事務において、貸出料の納期限を数か月超過しているものがあつたことから、適正に納付している利用者の不公平感が生じることのないよう、未納者に対する督促や納期限猶予の仕組み、未納に伴う利用承認の取消し等の方法を検討されたい。	貸出料納付管理表を作成し、納期限までに納付されない場合の対応について整理した。 貸出料納付管理表により納付状況を把握し、未納者に対し適切な対応を取ることにした。	令和2年 12月25日
文化振興課	(4) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの] ① 2か年にわたる行政財産の目的外使用許可において、初年度に全期間分の使用料を相手方に納付させていたものがあつた。	全期間分の使用料のうち、次年度分を返還し、改めて次年度分納付書により納付してもらうこととした。 毎年1月に通知される、行政改革担当部長通知（行政財産の目的外使用許可に関する事務取扱いについて）を保存文書に綴ることで意識付けし、再発防止に努める。	令和3年 1月8日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 新庁舎建設工事に使用する水は，旭川市民文化会館の水道水を使用することとされ，社会教育部が工事で発生する水道料金の収入・支出事務を行っているが，その目的や内容，意思決定の過程などについての起案処理がなされていなかった。このような事務事業を行うに当たっては，文書により執行の根拠を明らかにする必要があることから，改めて，意思決定の内容等を文書として整理するなど，適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>意思決定の内容等について，文書を作成し整理を行った。 今後は，適正な事務処理として，意思決定の過程に沿った文書作成などを行うこととした。</p>
<p>② 使用料徴収事務において，納入通知書に納期限を記載していないものや，行政財産使用料変更の際して，変更許可通知書を発行していないものなど複数の不備が見受けられたことから，事務処理に当たっては適正かつ遺漏のないよう努められたい。</p>	<p>今後の事務処理に当たっては，施行前に処理内容について再確認を行い，書類の不備，遺漏等のない適正な処理に努める。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
産業振興課 （旭川産業創造プラザ）	<p>(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの]</p> <p>① 人材育成助成事業において，人材育成助成事業実施要領では助成金の額に千円未満の端数があるときは，端数を切り捨てた額とするものとなっているが，端数を切り捨てずに支出したため，630円及び690円の過支給が生じているものがあった。</p>	<p>当該要領に沿った適切な運用について再度徹底するとともに，事務処理を複数名で確認する体制を構築した。</p> <p>なお，既に助成額を確定していることに加え，過支給の額が少額であり，交付限度額や補助率を超えた支出ではないことから，戻入を求めないこととした。</p>	令和2年 11月27日
産業振興課 （旭川産業創造プラザ）	<p>[検討を要するもの]</p> <p>① ものづくり応援・人材育成事業において，セミナー等の講師への謝金のうち，専門家等謝金規程第3条ただし書を適用したものについて，規定の上限額を超える理由等が記載されていないものがあったことから，支出額の根拠を明確にするよう事務手続を検討されたい。</p>	<p>当該規程の周知を再度徹底するとともに，事務手続において，決定書（起案）に支出額の根拠及び理由等を記載し，複数名で確認する体制を構築した。</p>	令和2年 11月27日

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
文化振興課	(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの] ① 彫刻美術館業務用電話機賃貸借契約において，契約内容の一部である保守業務について，当該契約締結後に，相違点があるにもかかわらず，相手方指定の契約書式に基づき重複して契約を締結していた。	重複した契約の相違点を含め，当初の契約条件が優先されることを明記した覚書を令和3年2月18日付けで契約相手方と締結し，契約内容の整合性を図った。	令和3年 2月18日

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
障害福祉課 (旭川障害者連絡協議会)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 基本協定書では，管理運営に係る会計は独立した区分経理を行わなければならないとされているが，経費の収支状況の報告において，指定管理業務ではない支出として福利厚生費50,400円分の支出があり，区分経理が適切に行われていなかった。	令和2年度決算において，区分経理を徹底することとした。	令和3年 5月31日
障害福祉課 (旭川障害者連絡協議会)	[検討を要するもの] ① 指定管理業務に従事する職員の労働条件については，指定管理者が就業規則を定めているが，パート職員の時間給や夏季・冬季手当の支給額の算定基準のほか，年次有給休暇，特別有給休暇の取扱いについて実態と異なっているものがあったことから，必要な見直しを検討されたい。	令和3年2月に就業規則の改訂など必要な見直しを行い，令和2年度決算において市の確認を受けた。	令和3年 5月31日
障害福祉課 (旭川障害者連絡協議会)	(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項 ① [検討を要するもの] 指定管理者に貸与している物品に，所在不明のものや使用不能のものがあつたほか，市に帰属させるべき物品について，その手続を行っていないものがあつたことから，必要な措置を講じるとともに貸与物品等の管理を徹底されたい。	令和2年度において，必要な措置を行った。	令和3年 3月31日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>(1) 所管部局（福祉保険部）に関する事項</p> <p>② 指定管理業務に係る経費の収支状況では，区分経理が適正に行われていなかったほか，法人が指定管理業務の一部を行う場合に負担する経費の算定根拠が明確にされておらず，予算に対する収支も判然としないものとなっていることから，会計の透明性を確保するとともに管理経費の適正性をより高めるため，毎年度事業開始前に収支予算書の提出を求めるなど，収支状況に計上されている経費の内容等を十分に把握し，必要に応じて指導，助言するよう努められたい。</p>	<p>令和2年度決算において，指定管理業務の収入支出と法人自体の収入支出について，経理を分け是正されたことを確認した。</p> <p>また，令和3年度からは予算書の提出を受けている。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和2年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
産業振興課 (旭川産業創造プラザ)	(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの] ② 当財団の財務規程では，勘定科目は公益法人会計基準に準拠するものとされているが，字句の誤りや必要な科目がないといった不備が見受けられることから，同規程の内容の整備を検討するとともに，立替払の根拠や運用の明確化を図られたい。	令和3年3月5日開催の一般財団法人旭川産業創造プラザ令和2年度第4回理事会において，財務規程の一部改正が承認されたことから，令和3年度より公益会計基準に基づく勘定科目体系に改めている。	令和3年 4月1日